

山梨県土地開発公社の個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号。以下「条例」という。）第57条の規定に基づき、山梨県土地開発公社（以下「公社」という。）が取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 保有個人情報 公社の役員又は職員（以下「役職員」という。）が業務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該役職員が組織的に利用するものとして、公社が保有しているもの（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されたものに記録されているものを除く。）
- (3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの
 - ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ② 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人

(公社の責務)

第3条 公社は、山梨県から受けている出資等の公共性にかんがみ、この規程に基づき、業務を通じて取り扱う個人情報の保護を行わなければならない。

2 公社は、この規程を施行するに当たり、条例の目的にのっとり適切な運用を行うものとする。

(利用目的の特定)

第4条 公社は、個人情報を保有するに当たっては、公社の業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 公社は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 公社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(取得の制限)

第5条 社は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 社は、次に掲げる項目に関する個人情報を取得してはならない。ただし、法令の規定に基づくとき、又は利用目的を達成するため必要があると理事長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 人種及び民族
- (2) 思想、信条及び宗教
- (3) 社会的差別の原因となる社会的身分
- (4) 犯罪に関する経歴

3 社は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると理事長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
- (3) 法令の規定に基づくとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき。
- (5) 知事から保有個人情報の提供を受けるとき。
- (6) 知事以外の県の機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得する場合において社の業務の遂行に必要な限度で取得することについて、相当な理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、本人から取得することにより利用目的の達成に支障が生じるおそれがあるとき。

(利用目的の明示)

第6条 社は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第25条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、社、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第7条 社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在

の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第8条 公社は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託)

第9条 公社は、保有個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託した保有個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(従業者の監督)

第10条 公社は、役職員に保有個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第11条 公社は、法令の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、公社は、次の各号のいずれかに該当すると理事長が認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 公社の事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

(オンライン結合による保有個人情報の提供の制限)

第12条 公社は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、公社以外の者に対してオンライン結合（公社の使用に係る電子計算機と公社以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、公社の保有個人情報を公社以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による保有個人情報の提供をしてはならない。

2 公社は、オンライン結合による保有個人情報の提供を開始しようとするときは、

あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

- 3 前項の規定は、同項の提供の内容を変更しようとするときについて準用する。
(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 公社は、保有個人情報を公社及び知事以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録)

第14条 公社は、個人情報を取り扱う事務であつて、第2条第3号の個人情報ファイルを使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (4) 保有個人情報の対象者の範囲
 - (5) 保有個人情報の記録項目
 - (6) 保有個人情報の収集先
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、公社が別に定める事項
- 2 公社は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、公社は、第1項第5号に規定する記録項目の一部又は第6号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。
- 4 公社は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報に係る登録を抹消しなければならない。
- 5 公社は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 6 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については適用しない。
- (1) 役職員又は役職員であった者に関する個人情報取扱事務であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの(公社が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。)
 - (2) 前号に掲げるもののほか公社が定める個人情報取扱事務

(開示の申出)

第15条 何人も、この規程の定めるところにより、公社に対し、公社の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を申し出ることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による

開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

（開示申出の手続）

第16条 開示申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を公社に提出してしなければならない。この場合において、開示申出をしようとする者は開示申出書を山梨県県民情報センターを経由して提出することができる。

(1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示申出に係る保有個人情報記録されている文書の名称その他の開示申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示申出をする者は、別に定めるところにより、開示申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示申出にあつては、開示申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 公社は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、公社は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第17条 公社は、開示申出があつたときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令の規定により、開示することができないものとされている情報

(2) 開示申出者（第15条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示申出をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が役職員及び公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社

の役員及び職員を除く。) 、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役員並びに公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。) に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 公社の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公社が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 公社、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 公社、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

第18条 公社は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。) が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条 公社は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開

示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、公社は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第21条 公社は、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し別に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第6条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 公社は、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき、及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 公社は、前2項の決定（開示申出に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第22条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、公社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、公社は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第23条 開示申出に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示申出があつた日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、公社は、開示申出に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、公社は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 開示申出に係る保有個人情報に公社、国、独立行政法人等、地方公共団

体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、公社は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第17条第3号ロ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

3 公社は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、公社は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第25条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、公社は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、別に定めるところにより、公社に対し、その求める開示の実施の方法その他別に定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第21条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 第16条第2項の規定は、第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用負担)

第26条 保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において公社が定める額の開示の実施に係る費用を負担しなければならない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第27条 公社は、他の法令の規定により、開示申出者に対し開示申出に係る保有個人情報が第25条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとさ

れている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第25条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（訂正の申出）

第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第35条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、公社に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の申出（以下「訂正申出」という。）をすることができる。

3 訂正申出は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正申出の手續）

第29条 訂正申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正申出書」という。）を公社に提出してしなければならない。

(1) 訂正申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正申出の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正申出をする者は、別に定めるところにより、訂正申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正申出にあつては、訂正申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 公社は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第30条 公社は、訂正申出があつた場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正申出に対する措置）

第31条 公社は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決

定をし、訂正申出に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 公社は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 公社は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第32条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正申出があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、公社は、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第33条 公社は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、公社は、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 公社は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止の申出)

第35条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、公社に対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条各項の規定に違反して取得されたものであるとき又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第11条第1項及び第2項又は第12条第1項の規定に違反して提供されているとき当該保有個人情報の提供の停止

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の申出（以下「利用停止申出」という。）をすることができる。
- 3 利用停止申出は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止申出の手続)

第36条 利用停止申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止申出書」という。）を会社に提出してしなければならない。

(1) 利用停止申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止申出の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、別に定めるところにより、利用停止申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止申出にあつては、利用停止申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 会社は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者（以下「利用停止申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第37条 会社は、利用停止申出があつた場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、会社における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止申出に対する措置)

第38条 会社は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 会社は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 会社は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第39条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止申出があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、会社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、会社は、利用停止申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第40条 公社は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、公社は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(適用除外)

第41条 この規程は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

(3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報

(4) 山梨県統計調査条例（昭和27年山梨県条例第11号）第2条第1項に規定する県統計を作成するために集められた個人情報

2 第15条から前条までの規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定の適用を受けないこととされている保有個人情報については、適用しない。

(開示申出等をしようとする者に対する情報の提供等)

第42条 公社は、開示申出、訂正申出又は利用停止申出（以下この項において「開示申出等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示申出等を行うことができるよう、公社が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示申出等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第43条 公社は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 公社は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行わなければならない。

(公表)

第44条 公社は、次に掲げる事項を本人の知り得る状態に置かななければならない。

(1) 第16条第1項の開示、第28条第1項の訂正等又は第35条第1項の利用停止等（以下この条において「開示等」という。）の求めの申出先

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の申出の方式

(3) 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認方法

(4) 第16条第1項の開示の実施に係る費用の額及び徴収方法

(5) 公社における個人情報の取扱いに関する苦情の申出先及び公社を所管する山梨県の部署の連絡先

(施行の状況の報告)

第45条 公社は、毎年1回、この規程の施行の状況について知事に報告しなければならない。

2 公社は、前項に規定する報告のほか、個人情報の取扱いに関し、知事から報告を求められた場合は、この規程の施行に必要な限度において、これに応じなければならない。

(補則)

第46条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。